

2025 年 9 月 12 日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区大手門 1 丁目 1 番 12 号
三井松島ホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 社 長 吉 岡 泰 士

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 1 日付をもって、当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 9 月 30 日（火曜日）と定めましてので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 30,000,000 株から 150,000,000 株に変更いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2025 年 10 月下旬にお届出住所にお送りする予定 です。
2. 2025 年 10 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または 特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町 1 - 1

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部